○外務省告示第二百六十一号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記の失効年月日に効力を失った。

平成二十三年八月一日　　外務大臣　松本　剛明

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成23年7月19日	2007年7月23日	TH3946825

○文部科学省告示第百二十五号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十五条第一項の規定により、次の通信教育の廃止を平成二十三年七月十九日付けで許可した。

平成二十三年八月一日　　文部科学大臣　高木　義明

通信教育の名称	実施者の名称	代表者	事務所の所在地
第一種電気工事士講座	社団法人日本電気協会	鎌田　迪貞	東京都千代田区有楽町一丁目七番一号
第二種電気工事士講座			

○文部科学省
厚生労働省告示第一号

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号）第八条第四号及び第五号の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十一年文部科学省厚生労働省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月一日　　文部科学大臣　高木　義明
　　厚生労働大臣　細川　律夫

第一項第一号中「有する者」の下に「（以下「免許状所持者」という。）」を加え、「昭和六十二年法律第三十号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第四十条第二項第一号」の下に「又は法附則第二条第一項」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

附則第二項中「教育職員免許法の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者」を「免許状所持者」に、「社会福祉士及び介護福祉士法」を「法」に、「又は」を「若しくは」に改め、「あるもの」の下に「又は免許状所持者であって、平成二十一年四月二日から平成二十六年四月一日までの間において同号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校の教員となったもの」を加え、「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

○厚生労働省告示第二百六十六号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三号）附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十六条第一項第一号の規定に基づき、平成二十三年八月一日付けで次の者の同法第三十二条第一項に規定する業務を行う者としての指定を取り消したので、同法第三十六条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月一日　　厚生労働大臣　細川　律夫

一　名称　社団法人キャリアセンター中国
二　住所　広島県広島市南区小磯町一番一号ふれあい会館三階
三　事務所の所在地　広島県広島市南区小磯町一番一号ふれあい会館三階

○厚生労働省告示第二百六十七号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで及び第九十条の三第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第二項の規定に基づき、東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間の特例を次のように定める。

平成二十三年八月一日　　厚生労働大臣　細川　律夫

東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間の特例

一　東日本大震災により国民年金法第九十条第一項第五号、第九十条の二第一項第三号、同条第二項第三号若しくは同条第三項第三号に該当することとなった被保険者等（同法第九十条第一項に規定する被保険者等をいう。以下同じ。）又は東日本大震災により国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項第三号に該当することとなった第一号被保険者等（同法附則第十九条第一項に規定する第一号被保険者等をいう。）に係る国民年金法第九十条第一項及び第九十条の二第一項から第三項まで並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間は、申請のあった日の属する月が平成二十三年八月から平成二十四年三月までの月である場合には、国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間を定める件（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十九号）第一号ロの規定にかかわらず、平成二十三年二月から平成二十四年六月までの期間のうち必要と認める期間とする。

二　東日本大震災により国民年金法第九十条の三第一項第三号に該当することとなった学生等（同法第九十条第一項に規定する学生等をいう。以下同じ。）である被保険者又は学生等であった被保険者等に係る同法第九十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間は、申請のあった日の属する月が平成二十三年八月から平成二十四年三月までの月である場合には、国民年金法第九十条第一項等の規定にかかわらず、平成二十三年二月から平成二十四年六月までの期間のうち必要と認める期間とする。

○厚生労働省告示第二百六十八号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月一日　　厚生労働大臣　細川　律夫

第二に次の一号を加える。

九十三　短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全（経静脈栄養を要するものであって、経静脈栄養の継続が困難なもの又は困難になることが予測されるものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら小児外科、外科又は移植外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　消化器外科専門医又は小児外科専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として一例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　倫理委員会が設置されており、当該療養を実施するときは必ず事前に開催すること。

②　当該療養について二例以上の症例を実施していること。

③　移植関係学会合同委員会において、脳死ドナーからの小腸移植を実施するものとして選定された施設であること。

④　届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

⑤　関係する学会等に対し症例を登録すること。

第三に次の一号を加える。

三十五　急性心筋**梗**塞に対するエポエチンベータ投与療法　急性心筋**梗**塞（再灌流療法の成功したものに限る。）